

ロシアによる侵略行為に対する非難決議

ロシアは、2月24日以来、隣国ウクライナに軍事侵攻し続けている。これは国際社会の平和と秩序の維持に対する明白かつ重大なる破壊行為であり、断じて許すことはできない。

たといかなる異論や不満があろうとも、ひとつの国が力で相手の国を圧殺しようとするなど言語道断である。隠岐の島町議会は、多様な価値観を互いに尊重し合い、民主的な言論を通じて社会の健全な発展を目指すことを旨としており、そうした議会人の立場としてかかる暴挙を見過ごすことはできない。

まして一国の元首が、「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことであり、唯一の戦争被爆国である日本国民としても断じて許すことはできない。

ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるとともに、平和の回復へ向けて国際法に則った誠意ある対処をするよう、強く求める。

併せて、日本国政府は邦人の安全確保はもとより、事態の解決に向け、国際社会における我が国の地位にふさわしい積極的な対応を尽くすよう求める。

令和4年3月9日

島根県隠岐の島町議会

